

令和 3 年
第 1 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 3 年第 1 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 3 年 1 月 2 5 日（月）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第1回立川市農業委員会総会

令和3年1月25日（月）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	
2番	金子 波留之 君	11番	
3番		12番	高 杉 晋 一 君
4番	小 峰 喜 昭 君	13番	
5番		14番	
6番		15番	
7番	鳴 島 広 之 君	16番	
8番	内 野 智 行 君	17番	鈴木 和 昌 君
9番	岡 部 良 己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美 穂 君
 次長 奥 野 武 司 君
 係長 原 島 邦 雄 君
 主任 横 井 雅 司 君

午後 2 時 5 4 分 開会

議長 まだ時間までにちょっと早いんですけれども、とにかくコロナの関係もありますので、時間も短く進めていきたいと思っておりますので、定刻まで 5 分前ですけれども始めたいと思います。

改めまして、また本年も皆さんよろしくお願いしたいと思います。なかなかコロナウイルスも、いつ収束するか分からない状態ですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの拡大を受け、再度、緊急事態宣言が発令された事態となりましたので、出席人数も約半数に制限して開催となりました。委員の皆様には、どうか御理解と御協力のほうをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日の議題の中にもありますが、農業者大会の中止と、それと、北多摩の農業者の表彰式も中止という形になりましたので、こちらも併せてまた後ほど報告などがあるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 3 年 1 月、第 1 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員の過半数以上が出席しておりますので、立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりであります。よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 2 番の金子委員、4 番の小峰委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 よろしくお願いいたします。

初めに、事務報告(1)、事務報告の報告でございます。お

手元に A 4 縦長の事務報告の資料を御用意ください。

まず、1 月 7 日（木）でございます。北多摩地区農業委員会連合会の理事会が清瀬市で開催をされまして、会長、事務局次長が出席をしております。顕彰事業の受賞者や表彰式などにつきまして報告、意見交換等を行いました。後ほど全員協議会で受賞者などを改めて御報告申し上げます。

1 月 1 5 日（金）、本総会に向けました現地調査を実施しております。

本日、1 月 2 5 日（月）、農業委員会の総会と、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

委員会といたしましては、2 月 1 5 日（月）、2 月の総会に向けまして現地調査、2 月 2 5 日（木）午後 3 時より第 2 回の総会、終了後に全員協議会の開催を予定しております。なお、先ほど会長からお話がありましたけれども、2 月 1 8 日（木）に予定をされておりました第 6 2 回東京都農業委員会・農業者大会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止が決定されております。後ほど詳細を御報告いたします。

報告事項の（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。お手元に第 1 回立川市農業委員会総会報告を御用意ください。

報告事項の（2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件につきまして御報告をいたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず 1 件目。農地の所在は幸町 2 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は 1 筆が宅地、1 筆が公衆用道路。面積は合わせて 1 8 4 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目。農地の所在は砂川町 6 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は 1 筆が畑、1 筆が公衆用道路。面積は合わせて 1 , 0 1 1 m²でございます。転用目的は住宅用地です。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告のありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようなので、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明いたします。

現地調査を1月15日、申請者、申請代理人、会長、金子委員、中丸委員、内野委員、鳴島委員、鈴木和昌委員、岡部委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第1号の1、特例農地は幸町2丁目の2筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、江の島道の東、自宅南側に隣接する農地で、松、サルスベリなど複数種の植木が生産されておりました。また、一部に自家消費野菜が作付されておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

議案第1号の2、特例農地は幸町1丁目の4筆となります。

略図2を御覧ください。略図2は、芋窪街道の東、自宅南側に広がる農地で、ハクサイやブロッコリー、柿などが植え付けられておりました。生産物は主にみの一れ立川へ出荷されているとのことでございます。境界が一部不明確となつてございましたので、後日明確にし、地区委員に確認いただくようお願いいたしました。また、残渣や農業用廃材がそのままとなつておりましたので、片づけるよう、こちらをお願いいたしました。

続いて、議案第1号の3、特例農地は砂川町8丁目の2筆、

砂川町 2 丁目の 1 筆、上砂町 3 丁目の 1 筆となります。

略図 3－1 を御覧ください。略図 3－1 は、自宅東側に隣接する農地で、東京都委託事業のツツジの植木のほか、ミカンなどが植え付けられておりました。

略図 3－2 を御覧ください。略図 3－2 は、大山道西側に位置する農地で、クルミやビワなどが植え付けされておりました。

略図 3－3 を御覧ください。略図 3－3 は、残堀川にかかる松ノ木橋の南東に位置する農地で、こちらにも東京都委託事業の植木が全面に植え付けられておりました。全体的に肥培管理は良好でしたが、剪定枝などがそのままになっていたりしましたので、片づけていただくようお願いいたしました。

続いて、議案第 1 号の 4、特例農地は上砂町 2 丁目の 2 筆、4 丁目の 3 筆となります。

略図 4－1 を御覧ください。略図 4－1 は、自宅北側に隣接する農地で、ネギやブロッコリーなどが植え付けられておりました。

略図 4－2 を御覧ください。略図 4－2 は、第九小学校東側に位置する農地で、ブルーベリーやイチゴなどが植え付けされておりました。生産物は経営されている幼稚園で消費されているとのことでございます。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 1 号の 5 と 6 でございます。こちらは同一相続人に係る案件となります。ほぼ 3 年の間隔で 2 回相続が発生したことから、同時期に 2 件の申請となるものでございます。

まず、議案第 1 号の 5、特例農地は上砂町 3 丁目の 6 筆、5 丁目の 2 筆。続いて、議案第 1 号の 6、特例農地は上砂町 3 丁目の 1 筆となります。併せて御報告させていただきます。

略図 5－1 を御覧ください。略図 5－1 は、五日市街道沿いの自宅南側から国営公園北通りまで断続的に伸びる農地となります。

略図 5－2 を御覧ください。略図 5－2 は、国営公園北通り沿い、大山団地の西側に位置する農地になります。

略図 5－3 を御覧ください。略図 5－3 は、西武拝島線武蔵

砂川駅の北側、武蔵村山市との市境近くに位置する農地となります。

略図 6 を御覧ください。略図 6 は、残堀川にかかる松ノ木橋の南東に位置する農地になります。

いずれもシラカシやサルスベリなど 30 種以上の植木が植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 1 号の 7、特例農地は西砂町 1 丁目の 2 筆となります。なお、被相続人の所有面積と特例農地面積に差異が生じておりますが、これは税務署への申請段階での縄伸びによるものでございます。

略図 7 を御覧ください。略図 7 は、五日市街道沿いの自宅の南方、宮沢通りを挟んで位置する農地で、どちらもお茶が生産されており、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 1 号の 8、特例農地は西砂町 2 丁目の 1 筆となります。

略図 8 を御覧ください。略図 8 は、自宅南側、五日市街道を挟んで位置する農地で、ダイコン、ブルーベリーなどが植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理も良好でした。

議案第 1 号は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、現地の調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

なお、第 1 号の 2 の現地の調査を担当された中丸委員には、出席数を考慮し、推進委員は総会の決議権がないものでありますので、本日は出席を控えていただきましたので、2 番については私から補足説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、補足説明、1 番を金子委員、2 番を鈴木会長、3 番を内野委員、4、5、6 番を鳴島委員、7 番を鈴木和昌委員、8 番を岡部委員でございます。

それでは、初めに、1 番を金子委員、お願いいたします。

2 番 この方は、先ほど次長が言ったとおり、境界石もしっかりしてありますし、松など木の樹種も 20 種類以上植わって、剪定

枝が若干あったんですけれども、片づけている最中ということで、きれいに肥培管理はできていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、2番を私から報告をさせていただきます。

こちらの方は、全体的には管理されていたんですが、ちょうど自宅と畑の境のところに、境界石がちょっと見当たらなかったんですね。なので、そこについては後日、地元の委員さんが確認をしてもらうということで、お願いをしておきました。そのちょうど境のところに、結構残渣とか資材などがちょっと放置してありましたので、そこがどこまでの境なのかというのは、はっきりしていなかったもので、それがはっきりしてあれば、そのところまでということが言えたんですけれども、ただ、農地のほうにも、ちょっとはみ出ていたので、そのところは特にきれいに片づけるように指導をしておきました。

ということで以上になります。

続きまして、3番ですね。内野委員、お願いいたします。

8 番 この方なんですけれども、境界も確認でき、肥培管理も良好で、問題はないんですけれども、ところどころに剪定した枝が山積みになっていたのと、あと、略図の3-2のところにクルミの木が植わっているんですけれども、それがかなり巨大化しているので、それは剪定するようにお願いして、先週ちょっとこの近くを通ったら、何か作業しているらしくて、切っていると思うので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、4、5、6番を鳴島委員、お願いします。

7 番 4番の方は、幼稚園の経営ということもあるんですけれども、ほとんど畑で作っているものを幼稚園のほうで、レストランがありますので、そちらで消費しているということです。何本か変わった木を、チェリーでしたかね。変わった木を植えているんですが、ちょっとでかくなっちゃうので、そこら辺がちょっと心配かなというのはありますけれども、肥培管理につい

ては特に問題がないので大丈夫だと思います。

それから、5番、6番の項目につきましては、この方は、よく仕事をする方なので、畑の肥培管理等については大変よくできているんですけれども、多少忙しいという部分があって、支柱等が山積みになっていたりとか、そういうことはあるんですけれども、すぐに片づけられるということで、片づけていただけるということで問題はないと思います。

また、図の5-2の畑の部分ですけれども、ここをちょっと、道路が走ったせいで、多少売っているという部分があって、それをまた、余った分を買い換えたりして、形がちょっと変わった状態ですが、そういう意味では大変、買い戻したりして、仕事を熱心にやられていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、7番を鈴木委員、お願いします。

17番 先ほど事務局のほうからもありましたけれども、お茶の木が植わってありまして、現在はまだ剪定前なので、そのままですが、きれいになっていました。ただ、一部、自家消費用の野菜のくずがありましたので、その辺はきれいにするように伝えておきました。

また、境界に関しましては、3年前、行ったときは土に埋まるなどしていた部分があったんですけれども、今回は、プラくいを打つなどして見えるようにしていただいていたので、確認は取れました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、8番を岡部委員、お願いします。

9番 こちらの畑は境界もしっかりしておりまして、野菜とブルーベリーにつきましては直売をしているそうです。現在ブルーベリーの剪定中でしたけれども、作業が終わり次第、剪定枝のほうは処分すると言っておりましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

それでは、次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、1件議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。今回は1件でございます。

議案第2号、土地の表示は砂川町8丁目の2筆となります。面積は524.43㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第2号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明を内野委員、お願いいたします。

8番 この畑は肥培管理も良好で、境界石も確認できたので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問などありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、その他で何かありますか。

次長 特にございません。

局長 大丈夫です。

議長 ありませんか。

次長 はい。

議長 それでは、その他はないようなので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

 次回の農業委員会総会は、２月２５日木曜日、午後３時から２１０会議室ということで、あくまでもまだこちらは決定ではないということでございますので、一応予定ということとなっております。やはり来月も今回のように人数を減らして開催することになると思いますので、御承知していただきたいと思います。

 それでは、これをもちまして総会を終了といたします。ありがとうございます。

午後３時１７分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員